

平成19年1月10日

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査及び公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況調査の結果について

今回、国土交通省、財務省、総務省により標記調査が実施され、人口5万人以上の市において違反事項が多かった市が公表され、滋賀県では湖南市のみが公表の対象となりました。

その内容と今後の対応策について、下記のとおりお知らせします。

一般競争入札に関する公表について

設問	回答	改善策等
一般競争入札に関する公表について	一般競争入札は導入しているが制限付一般競争入札は導入していない	・間違っ て回答して おり、既に導入して いる ・HP に掲載
一般競争入札に参加しようとした者の名称の公表について	平成18年度内に公表予定	
一般競争入札に参加させなかった者の名称の公表について	未公表	
一般競争入札に参加させなかった理由の公表について	未公表	

指名業者の公表について

設問	回答	改善策等
指名理由の公表について	未公表	・今後、契約審査会での業者選定理由を公表する。

金額変更を伴う契約変更をした場合における変更後の契約内容の公表について

設問	回答	改善策等
契約変更後の公共工事の名称、場所、種別及び概要の公表について	未公表	・変更契約を締結しだい、遅滞無く情報公開室、財務課及びHPにて公表する。
契約変更後の工事着手の時期及び工事完成の時期の公表について	未公表	
契約変更後の契約金額の公表について	未公表	
契約変更の理由の公表について	未公表	

随意契約の相手方の選定理由の公表について

設問	回答	改善策等
随意契約の相手方の選定理由の公表について	未公表	・契約を締結しだい、遅滞無く情報公開室、財務課及びHPにて公表する。

今後の対応について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続及び公共工事の品質確保の促進に関し、湖南省建設工事等契約審査会の内部組織として「適正化法及び品確法に関する改善委員会」を設ける。